



長野県報

3月31日(金)

平成18年
(2006年)
号外

目次

告示

指定管理者の指定(ユマニテ・人間尊重課)	1
指定管理者の指定(commons福祉課)	1
指定管理者の指定(2件)(障害福祉課)	1
指定管理者の指定(7件)(労政課)	2
指定管理者の指定(5件)(生活文化課)	3
指定管理者の指定(森林保全課)	4
昭和44年長野県告示第445号(建設事務所の管轄区域の特例)の一部改正(監理課)	4
指定管理者の指定(6件)(都市計画課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課)	6
指定管理者の指定(住宅課)	6
県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(住宅課)	7
指定管理者の指定(3件)(スポーツ課)	7
長野県収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更(会計課)	8
指定管理者の指定(文化財・生涯学習課)	8
指定管理者の指定(スポーツ課)	8
長野県議会事務局規程の一部改正(総務課)	8
議会関係長野県個人情報保護条例施行規程の一部改正(総務課)	8
議会関係長野県情報公開条例施行規程の一部改正(総務課)	9



告示

長野県告示第177号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

東急コミュニティー共同事業体

(2) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

ユマニテ・人間尊重課

長野県告示第178号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ビジナルグループ

(2) 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂14616番地200

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

commons福祉課

長野県告示第179号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県聴覚障害者情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字下駒沢586番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐久市

(2) 主たる事務所の所在地

佐久市中込3056番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

松本市

(2) 主たる事務所の所在地

松本市丸の内3番7号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部3050番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県中野勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

中野市

- (2) 主たる事務所の所在地
中野市三好町一丁目3番19号
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第186号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県木曾勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
上松町
- (2) 主たる事務所の所在地
木曾郡上松町駅前通り2丁目13番地
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第187号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
千曲市
- (2) 主たる事務所の所在地
千曲市大字杭瀬下84番地
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

労政課

長野県告示第188号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第189号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第190号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県松本文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
株式会社コンベンションリンケージ
株式会社ビジニナル・サービスセンター共同企業体
- (2) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区三番町2番地
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称
財団法人長野県文化振興事業団
- (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社フードサービスシンワ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社団法人長野県猟友会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字中御所字岡田30番地16

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

森林保全課

長野県告示第194号

昭和44年長野県告示第445号（建設事務所の管轄区域の特例）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

本則の表の佐久建設事務所の項の前に次のように加える。

南佐久建設事務所	県道川上佐久線（ただし、起点から南佐久郡と佐久市入澤の境界までの区域とする。） 抜井川 曾原川
----------	-------------------------------------------------------

本則の表の木曾建設事務所の項中「塩尻市と上伊那郡の境界」を「権兵衛トンネル伊那側坑口」に改める。

監理課

長野県告示第195号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本平広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

TOY BOX

(2) 主たる事務所の所在地

松本市大字島立635番地1

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第196号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第197号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県駒場公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐久市

(2) 主たる事務所の所在地

佐久市中込3056番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第198号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県若里公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称

社団法人長野シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地 1

2 指定期間

平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

都市計画課

長野県告示第199号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

都市計画課

長野県告示第200号

地方自治法（昭和21年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県南信州広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称

みなみ信州農業協同組合

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市北方3852番地22

2 指定期間

平成18年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

都市計画課

長野県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年 4月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 上野小海線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡北相木村字三寸木5502番の1地先から南佐久郡北相木村字横ヤ沢5269番地先まで	旧	3.6～ 8.5 m	0.7041 km
同 上	新	3.6～ 8.5	0.7041
		8.0～31.0	0.7620

道路維持課

長野県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年 4月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 伊那箕輪線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市大字伊那3061番の1地先から上伊那郡南箕輪村9417番の1地先まで	旧	8.0～35.0 m	0.4879 km
伊那市大字伊那3801番の1地先から上伊那郡南箕輪村9417番の1地先まで	新	13.0～25.0	0.2885
伊那市大字伊那3061番の1地先から伊那市大字伊那3018番の1地先まで		8.0～40.0	0.3931
伊那市大字伊那3028番の1地先から伊那市大字伊那3027番の1地先まで		11.0～17.0	0.0550

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那箕輪線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡南箕輪村9421番地先から 上伊那郡南箕輪村9424番地先まで	旧	9.5~30.0	0.0460
同 上	新	9.5~55.0	0.0540

道路維持課

長野県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 上野小海線
 2 供用を開始する区間
 南佐久郡北相木村字三寸木5502番の1地先から
 南佐久郡北相木村字横ヤ沢5269番地先まで
 3 供用を開始する期日 平成18年4月1日

道路維持課

長野県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 伊那箕輪線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字伊那3801番の1地先から
 上伊那郡南箕輪村9417番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成18年3月31日
 2(1) 路線名 伊那箕輪線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字伊那3028番の1地先から
 伊那市大字伊那3018番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成18年3月31日

道路維持課

長野県告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、県営住宅等の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 (1) 名称
 長野県住宅供給公社
 (2) 主たる事務所の所在地
 長野市大字南長野南県町1003番地1
 2 指定管理者に管理を行わせる県営住宅等の名称及び位置

名 称	位 置
県営住宅柳町団地	長野市三輪五丁目
県営住宅犀北団地	長野市安茂里
県営住宅吉田広町団地	長野市吉田二丁目
県営住宅浅川団地	長野市浅川五丁目
県営住宅鶴賀ビル団地	長野市東鶴賀
県営住宅駒沢新町団地	長野市上駒沢
県営住宅駒沢新町第2団地	長野市徳間
県営住宅若槻団地	長野市若槻
県営住宅若槻第2団地	長野市若槻
県営住宅湯谷第2団地	長野市上松五丁目
県営住宅柳原団地	長野市小島
県営住宅小市南団地	長野市安茂里
県営住宅篠ノ井第4団地	長野市篠ノ井御幣川
県営住宅庄ノ宮団地	長野市篠ノ井塩崎
県営住宅みこと川団地	長野市みこと川
県営住宅東条団地	長野市松代町東条
県営住宅金井山団地	長野市松代町柴
県営住宅サンコーボまま団地	長野市真島
県営住宅御厨団地	長野市川中島町御厨
県営住宅古森沢団地	長野市川中島町今里
県営住宅青木島団地	長野市大塚
県営住宅若穂団地	長野市若穂保科
県営住宅白塚団地	長野市若穂保科
県営住宅鳥居団地	長野市大倉
県営住宅浅間団地	松本市浅間温泉
県営住宅蟻ヶ崎団地	松本市蟻ヶ崎三丁目
県営住宅渚ビル団地	松本市渚二丁目
県営住宅小宮団地	松本市島内
県営住宅双葉町第1団地	松本市双葉
県営住宅双葉町第2団地	松本市双葉
県営住宅南松本団地	松本市芳野平田
県営住宅二子団地	松本市笹賀
県営住宅笹部団地	松本市笹部三丁目
県営住宅笹部弥生団地	松本市南原二丁目

県営住宅高宮団地	松本市高宮
県営住宅寿団地	松本市寿台五丁目
県営住宅豊丘団地	松本市寿豊丘
県営住宅並柳団地	松本市出川町
県営住宅六角堂団地	須坂市須坂
県営住宅旭ヶ丘団地	須坂市旭ヶ丘
県営住宅旭ヶ丘第2団地	須坂市旭ヶ丘
県営住宅相之島団地	須坂市北相之島
県営住宅仲町団地	塩尻市塩尻町
県営住宅広丘団地	塩尻市広丘堅石
県営住宅君石団地	塩尻市片丘
県営住宅大門団地	塩尻市大門
県営住宅塩尻N1団地	塩尻市大門
県営住宅宮下団地	塩尻市木曾平沢
県営住宅高ヶ原団地	千曲市屋代
県営住宅稲荷山団地	千曲市稲荷山
県営住宅黒彦団地	千曲市若宮
県営住宅細萱団地	安曇野市豊科南穂高
県営住宅アルプス団地	安曇野市豊科高家
県営住宅駅西団地	安曇野市豊科
県営住宅見岳町団地	安曇野市豊科南穂高
県営住宅吉野団地	安曇野市豊科
県営住宅東原団地	安曇野市三郷温
県営住宅みどりヶ丘団地	安曇野市明科七貴
県営住宅青木花見団地	安曇野市穂高北穂高
県営住宅穂高団地	安曇野市穂高柏原
県営住宅柏原団地	安曇野市穂高柏原
県営住宅三溝団地	東筑摩郡波田町南原
県営住宅北原団地	東筑摩郡波田町北原
県営住宅町横尾団地	埴科郡坂城町南条
県営住宅村上団地	埴科郡坂城町網掛
県営住宅松川団地	上高井郡小布施町中松
県営住宅黒姫団地	上水内郡信濃町柏原

3 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

住 宅 課

長野県告示第206号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅(長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、東筑摩郡、埴科郡、上高井郡及び上水内郡の区域に所在するものに限る。)の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託する。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

住 宅 課

長野県告示第207号

地方自治法(昭和21年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
(1) 名 称
白馬村
(2) 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城7025番地
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

ス ポー ツ 課

長野県告示第208号

地方自治法(昭和21年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
(1) 名 称
長野市
(2) 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

ス ポー ツ 課

長野県告示第209号

地方自治法(昭和21年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県伊那運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
(1) 名 称
伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市伊那部3050番地

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

スポーツ課

長野県松本地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成18年3月31日、次のとおり売りさばき場所変更の届出がありました。

平成18年3月31日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

売りさばき人の名称	住所		売りさばき場所
塩尻市	塩尻市大門七番町3-3	新	塩尻市大門七番町3-3 塩尻市役所
		旧	塩尻市大門七番町3-3 塩尻市役所 塩尻市木曾平沢2221 塩尻市役所榑川支所

会計課

長野県教育委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県信濃美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第4号

地方自治法(昭和21年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県宮上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上田市

(2) 主たる事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

スポーツ課

長野県議会告示第1号

長野県議会議務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県議会議長 萩原 清

別表第1の総務課の項中

「 経理係	6	局内の他の課の所管に属さないこと。
	1	局の予算編成及びその執行に関すること。
	2	長野県議会議員会館の管理に関すること。

を

「 経理係	6	局内の他の課の所管に属さないこと。
	7	長野県議会議員会館の管理に関すること。
	1	局の予算編成及びその執行に関すること。
	2	政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年長野県条例第23号)に関すること。

に改め、同表の調査課の項中

「	2	その他審査に関すること。
	3	政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年長野県条例第23号)に関すること。

を

「	2	その他審査に関すること。
---	---	--------------

に改める。

総務課

長野県議会告示第2号

議会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成17年長野県議会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県議会議長 萩原 清

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

総務課

長野県議会告示第3号

議会関係長野県情報公開条例施行規程（平成13年長野県議会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県議会議長 萩原 清

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

総務課